

健 総 発 1 2 0 8 第 1 号
健 健 発 1 2 0 8 第 1 号
健 が 発 1 2 0 8 第 2 号
健 感 発 1 2 0 8 第 1 号
健 難 発 1 2 0 8 第 1 号
薬 生 監 麻 発 1 2 0 8 第 1 号
子 母 発 1 2 0 8 第 1 号
社 援 保 発 1 2 0 8 第 1 号
社 援 支 発 1 2 0 8 第 1 号
社 援 援 発 1 2 0 8 第 2 号
障 障 発 1 2 0 8 第 1 号
障 精 発 1 2 0 8 第 1 号
平成 2 9 年 1 2 月 8 日

都道府県
各 指定都市 民生・衛生主管部（局）長 殿
中 核 市

厚生労働省健康局総務課長
（ 公 印 省 略 ）
厚生労働省健康局健康課長
（ 公 印 省 略 ）
厚生労働省健康局がん・疾病対策課長
（ 公 印 省 略 ）
厚生労働省健康局結核感染症課長
（ 公 印 省 略 ）
厚生労働省健康局難病対策課長
（ 公 印 省 略 ）
厚生労働省医薬・生活衛生局監視指導・麻薬対策課長
（ 公 印 省 略 ）
厚生労働省子ども家庭局母子保健課長
（ 公 印 省 略 ）
厚生労働省社会・援護局保護課長
（ 公 印 省 略 ）

厚生労働省社会・援護局援護企画課中国残留邦人等支援室長

(公 印 省 略)

厚生労働省社会・援護局援護・業務課長

(公 印 省 略)

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課長

(公 印 省 略)

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部精神・障害保健課長

(公 印 省 略)

医療費通知を活用した医療費控除申告の簡素化について（協力依頼）

（平成29年度税制改正）

所得税法等の一部を改正する等の法律（平成29年法律第4号）第1条の規定による所得税法（昭和40年法律第33号）の改正等により、下記のとおり、所得税及び個人住民税に係る医療費控除の適用を受ける際の申告手続が変更されま

す。貴職におかれては、改正内容を御了知の上、下記3. 記載の内容につき了知の上、住民から問い合わせがあった際には適切に対応されるよう、その運用に当たり十分ご留意いただくとともに、都道府県におかれましては、本通知の内容について、貴管内市町村（指定都市及び中核市を除き、特別区を含む。）に周知いただくようお願いいたします。

なお、この通知については、税務当局と協議済みであることを申し添えます。

記

1. 所得税法の改正について

（1）改正の内容

所得税及び個人住民税に係る医療費控除の適用を受ける者は、現行の医療費の領収書又はセルフメディケーション税制の対象となる特定一般用医薬品等購入費の領収書の添付又は提示に代えて、医療費控除の明細書又はセルフメディケーション税制の明細書を申告書に添付しなければならないこととされた。

この場合において、税務署長又は市町村長は、確定申告期限等から5年間、当該医療費控除の適用に係る医療費の領収書（以下①及び②に掲げるものを

除く。)又は特定一般用医薬品等購入費の領収書の提示又は提出を求めることができることとされ、当該求めがあったときは、当該医療費控除の適用又はセルフメディケーション税制の適用を受ける者は、これらの領収書の提示又は提出をしなければならないこととされた(所得税法等の一部を改正する等の法律第1条の規定による改正後の所得税法第120条第4項及び第5項等)。

- ① 医療費控除の明細書への医療費の額等の記載に代えて医療保険者から交付を受けた医療費通知(2.(1)に掲げる事項が記載されているものに限る。)を申告書に添付した場合における当該医療費通知に係る医療費の領収書(紙媒体による所得税の確定申告及び個人住民税の申告)
- ② 電子情報処理組織を使用して所得税の確定申告を行った際に、医療費の明細書への医療費の額等の記載に代えて医療保険者から通知を受けた医療費通知情報でその医療保険者の電子署名及びその電子署名に係る電子証明書が付されたものを送信した場合における当該医療費通知情報に係る医療費の領収書(所得税のe-Taxによる確定申告)

(2) 施行期日等

1.(1)の改正は、平成29年分以後の所得税の確定申告書及び平成30年度分以後の個人住民税の申告書を平成30年1月1日以後に提出する場合について適用することとされた。

ただし、経過措置として、平成29年分から平成31年分までの所得税の確定申告及び平成30年度分から平成32年度分までの個人住民税の申告については、現行の医療費の領収書又は特定一般用医薬品等購入費の領収書の添付又は提示による医療費控除又はセルフメディケーション税制の適用もできることとされた(所得税法等の一部を改正する等の法律附則第7条及び第58条)。

2. 健康保険法施行規則等の改正について

(1) 改正の内容

今般、健康保険法施行規則(大正15年内務省令第36号)等※の一部が改正され、1.の改正により医療費通知又は医療費通知情報(以下「医療費通知等」という。)を医療費の明細書として添付又は送信する場合における当該医療費通知等については、医療保険者は以下の事項を通知することを標準とする規定が新設された(健康保険法施行規則等の一部を改正する省令(平成29年厚生労働省令第41号)第1条の規定による改正後の健康保険法施行規則第112条の2等)。

- ・被保険者又は被扶養者の氏名

- ・療養を受けた年月
- ・療養を受けた者の氏名
- ・療養を受けた病院、診療所、薬局その他の者の名称
- ・被保険者又はその被扶養者が支払った医療費の額
- ・保険者の名称

※ 船員保険法施行規則（昭和 15 年厚生省令第 5 号）、国民健康保険法施行規則（昭和 33 年厚生省令第 53 号）及び高齢者の医療の確保に関する法律施行規則（平成 19 年厚生労働省令第 129 号）についても、健康保険法施行規則に準じた改正を行っている。

（2）施行期日等

2.（1）の改正は、平成 30 年 1 月 1 日に施行することとされた。

なお、医療保険者が本改正に対応した医療費通知等の交付等を実施するまでには、準備のために一定の時間を要することから、平成 30 年 1 月 1 日以降、一部の医療保険者から段階的に本改正に対応した医療費通知等の交付等を実施することとする。

3. 公費負担医療制度に基づく地方公共団体による医療費負担（助成）額について

本制度改正に対応した医療費通知等に記載される「支払った医療費の額」には、医療保険者が把握しているもののみが記載されるため、医療費通知等に記載されていない公費負担医療制度に基づく医療費負担（助成）の額（自己負担額の減免分）など医療費を補填するものがある場合は、国税庁が示している「医療費控除の明細書」における「医療費通知に関する事項」欄にその金額を記載する（別添参照）か、医療費通知に追記する必要がある。

この場合の申告手続に資するため、各公費負担医療制度に基づく地方公共団体による医療費負担（助成）の額（自己負担額の減免分）について、本人が医療費の領収書等の書面の確認を行っても、公費負担医療制度に基づく医療費負担（助成）の額（自己負担額の減免分）を除いた実際の負担額（申告額）が不明である等の場合により、住民から照会があった場合には、適切に対応いただくよう、ご協力をお願いします。

なお、この内容については、各医療保険者から被保険者に対しても周知する予定であることを申し添える。

平成 年分 医療費控除の明細書

※この控除を受ける方は、セルフメディケーション税制は受けられません

氏名 _____

1 医療費通知に関する事項

医療費通知(※)を添付する場合、右記の(1)~(3)を記入します。

※医療保険者が発行する医療費の額等を通知する書類で、所定の事項が記載されたものをいいます。

(例：健康保険組合等が発行する「医療費のお知らせ」)

(1) 医療費通知に記載された医療費の額	(2) (1)のうちその年中に実際に支払った医療費の額	(3) (2)のうち生命保険や社会保険などで補填される金額
円	円	円

重要なお知らせがありますので、必ず裏面をご確認ください。

2 医療費(上記1以外)の明細

「医療を受けた方の氏名」、「病院・薬局などの支払先の名称」ごとにまとめて記入することができます。上記1に記入したものについては、記入しないでください。

(1) 医療を受けた方の氏名	(2) 病院・薬局などの支払先の名称	(3) 医療費の区分	(4) 支払った医療費の額	(5) (4)のうち生命保険や社会保険などで補填される金額
		<input type="checkbox"/> 診療・治療 <input type="checkbox"/> 介護保険サービス <input type="checkbox"/> 医薬品購入 <input type="checkbox"/> その他の医療費	円	円
		<input type="checkbox"/> 診療・治療 <input type="checkbox"/> 介護保険サービス <input type="checkbox"/> 医薬品購入 <input type="checkbox"/> その他の医療費		
		<input type="checkbox"/> 診療・治療 <input type="checkbox"/> 介護保険サービス <input type="checkbox"/> 医薬品購入 <input type="checkbox"/> その他の医療費		
		<input type="checkbox"/> 診療・治療 <input type="checkbox"/> 介護保険サービス <input type="checkbox"/> 医薬品購入 <input type="checkbox"/> その他の医療費		
		<input type="checkbox"/> 診療・治療 <input type="checkbox"/> 介護保険サービス <input type="checkbox"/> 医薬品購入 <input type="checkbox"/> その他の医療費		
		<input type="checkbox"/> 診療・治療 <input type="checkbox"/> 介護保険サービス <input type="checkbox"/> 医薬品購入 <input type="checkbox"/> その他の医療費		
		<input type="checkbox"/> 診療・治療 <input type="checkbox"/> 介護保険サービス <input type="checkbox"/> 医薬品購入 <input type="checkbox"/> その他の医療費		
		<input type="checkbox"/> 診療・治療 <input type="checkbox"/> 介護保険サービス <input type="checkbox"/> 医薬品購入 <input type="checkbox"/> その他の医療費		
		<input type="checkbox"/> 診療・治療 <input type="checkbox"/> 介護保険サービス <input type="checkbox"/> 医薬品購入 <input type="checkbox"/> その他の医療費		
		<input type="checkbox"/> 診療・治療 <input type="checkbox"/> 介護保険サービス <input type="checkbox"/> 医薬品購入 <input type="checkbox"/> その他の医療費		
		<input type="checkbox"/> 診療・治療 <input type="checkbox"/> 介護保険サービス <input type="checkbox"/> 医薬品購入 <input type="checkbox"/> その他の医療費		
		<input type="checkbox"/> 診療・治療 <input type="checkbox"/> 介護保険サービス <input type="checkbox"/> 医薬品購入 <input type="checkbox"/> その他の医療費		
		<input type="checkbox"/> 診療・治療 <input type="checkbox"/> 介護保険サービス <input type="checkbox"/> 医薬品購入 <input type="checkbox"/> その他の医療費		
		<input type="checkbox"/> 診療・治療 <input type="checkbox"/> 介護保険サービス <input type="checkbox"/> 医薬品購入 <input type="checkbox"/> その他の医療費		
		<input type="checkbox"/> 診療・治療 <input type="checkbox"/> 介護保険サービス <input type="checkbox"/> 医薬品購入 <input type="checkbox"/> その他の医療費		
		<input type="checkbox"/> 診療・治療 <input type="checkbox"/> 介護保険サービス <input type="checkbox"/> 医薬品購入 <input type="checkbox"/> その他の医療費		
		<input type="checkbox"/> 診療・治療 <input type="checkbox"/> 介護保険サービス <input type="checkbox"/> 医薬品購入 <input type="checkbox"/> その他の医療費		
		<input type="checkbox"/> 診療・治療 <input type="checkbox"/> 介護保険サービス <input type="checkbox"/> 医薬品購入 <input type="checkbox"/> その他の医療費		
		<input type="checkbox"/> 診療・治療 <input type="checkbox"/> 介護保険サービス <input type="checkbox"/> 医薬品購入 <input type="checkbox"/> その他の医療費		
		<input type="checkbox"/> 診療・治療 <input type="checkbox"/> 介護保険サービス <input type="checkbox"/> 医薬品購入 <input type="checkbox"/> その他の医療費		
		<input type="checkbox"/> 診療・治療 <input type="checkbox"/> 介護保険サービス <input type="checkbox"/> 医薬品購入 <input type="checkbox"/> その他の医療費		
2 の 合 計			円	円

医療費の合計	A	(ア+イ) 円	B	(イ+ロ) 円
--------	---	---------	---	---------

3 控除額の計算

支払った医療費	(合計) 円	A	申告書第二表の「所得から差し引かれる金額」に関する事項の医療費控除欄に転記します。
保険金などで補填される金額		B	
差引金額 (A - B)	(赤字のときは0円)	C	申告書第一表の「所得金額」の合計欄の金額を転記します。 (注) 次の場合には、それぞれの金額を加算します。 ・退職所得及び山林所得がある場合・・・その所得金額 ・ほかに申告分離課税の所得がある場合・・・その所得金額(特別控除前の金額) なお、損失申告の場合には、申告書第四表(損失申告用)の「4 繰越損失を差し引く計算」欄の③の金額を転記します。
所得金額の合計額		D	
D × 0.05	(赤字のときは0円)	E	
Eと10万円のいずれか少ない方の金額		F	
医療費控除額 (C - F)	(最高200万円、赤字のときは0円)	G	

重要なお知らせ

平成29年分の確定申告から、「医療費控除の明細書」の添付が必要となり、医療費の領収書の添付又は提示は必要ありません。

ただし、明細書の記入内容の確認のため、確定申告期限等から5年間、税務署から領収書（医療費通知に係るものを除きます。）の提示又は提出を求める場合がありますので、領収書はご自宅等で保管してください。

※平成31年分の確定申告までは、領収書の添付又は提示によることもできます。

医療費控除の明細書の記載要領

この明細書は、所得税法第73条（医療費控除）の適用を受ける場合に使用します。この控除を受ける方は、セルフメディケーション税制による医療費控除の特例を受けることができませんので、ご注意ください。

1 医療費通知に関する事項

医療費通知を添付する場合、(1)～(3)を記入します。

※1 医療費通知とは、医療保険者が発行する医療費の額等を通知する書類で、次の事項が記載されたものをいいます。

- ①被保険者等の氏名 ②療養を受けた年月 ③療養を受けた者 ④療養を受けた病院、診療所、薬局等の名称
⑤被保険者等が支払った医療費の額 ⑥保険者等の名称

※2 自己又は生計を一にする配偶者その他の親族のために支払った医療費に関する医療費通知に限りです。

(1)「医療費通知に記載された医療費の額」欄

自己が負担した医療費の合計額を記入します。通知が複数ある場合は、全て合計し記入します。

(2)「(1)のうち、その年中に実際に支払った医療費の額」欄

(1)の医療費のうち、その年中に実際に支払った医療費の合計額を記入します。

※ 医療費通知に記載された医療費の額は、実際に支払った金額と異なる場合がありますので、領収書をご確認ください。

(3)「(2)のうち、生命保険や社会保険などで補填される金額」欄

生命保険契約、損害保険契約又は健康保険法の規定等に基づき受け取った保険金や給付金（入院費給付金、出産育児一時金、高額療養費など）がある場合に、その金額を記入します。

※ 保険金などで補填される金額は、その給付の目的となった医療費の金額を限度として差し引きますので、引ききれない金額が生じた場合であっても、他の医療費からは差し引きません。

記入例

(1) 医療費通知に記載された医療費の額	(2) (1)のうちその年中に実際に支払った医療費の額	(3) (2)のうち生命保険や社会保険などで補填される金額
176,584 円	153,300 円	

医療費通知に記載された自己負担額の合計額を記入します。

(1)で記入した医療費のうち、その年中に実際に支払った金額を領収書等で確認し、合計額を記入します。

(2)の医療費について、保険金などを受け取った場合は、その金額を記入します。

2 医療費(上記①以外)の明細

その年中に自己又は生計を一にする配偶者その他の親族のために支払った医療費について、領収書から必要事項を記入します。
〔①医療費通知に関する事項〕に記入したものについては、記入しないでください。〕

(1)「医療を受けた方の氏名」欄

医療を受けた方の氏名を記入します。

(2)「病院・薬局などの支払先の名称」欄

診療を受けた病院や医薬品を購入した薬局などの支払先の名称を記入します。

(3)「医療費の区分」欄

医療費の内容として該当するものを全てチェックします。

(4)「支払った医療費の額」欄

医療費控除の対象となる金額を記入します。

(5)「(4)のうち生命保険や社会保険などで補填される金額」欄

上記①③と同様です。

例) 国税太郎さんが○△病院に入院した場合

2月18日 診療: 6,500円 通院費(JR、○○バス) 往復780円
5月28日 診療: 5,500円 通院費(JR、○○バス) 往復780円
○△病院計: 12,000円 通院費計: 1,560円

※ 「□その他の医療費」欄は、例えば、通院費、医療器具の購入(いずれも通常必要なものに限ります。)などがある場合にチェックします。

※ 通院費の支払先が乗り継ぎ等により複数ある場合には、記入例のようにまとめて記入しても差し支えありません。

※ 控除の対象となる医療費の範囲など、詳しくはパンフレット「医療費控除を受けられる方へ」や国税庁ホームページをご覧ください。

記入例

(1) 医療を受けた方の氏名	(2) 病院・薬局などの支払先の名称	(3) 医療費の区分	(4) 支払った医療費の額	(5) (4)のうち生命保険や社会保険などで補填される金額
国税 太郎	○△病院	<input checked="" type="checkbox"/> 診療・治療 <input type="checkbox"/> 医薬品購入 <input type="checkbox"/> 介護保険サービス <input type="checkbox"/> その他の医療費	12,000 円	
//	JR、○○バス	<input type="checkbox"/> 診療・治療 <input type="checkbox"/> 医薬品購入 <input checked="" type="checkbox"/> 介護保険サービス <input type="checkbox"/> その他の医療費	1,560	

添付又は提示が必要な書類

- この「医療費控除の明細書」(添付)
- 医療費通知(原本)「① 医療費通知に関する事項」に記入したものに限りです。(添付)
- 次の費用について医療費控除を受ける場合は、それぞれ該当する書類(添付又は提示)

○ 寝たきりの人のおむつ代

※ おむつ代について医療費控除を受けることが2年目以降で介護保険法上の要介護認定を受けている一定の人は、市町村長等が交付するおむつ使用の確認書等を「おむつ使用証明書」に代えることができます。

医師が発行した「おむつ使用証明書」

○ 温泉利用型健康増進施設の利用料金

温泉療養証明書

○ 指定運動療法施設の利用料金

運動療法実施証明書

○ ストマ用装具の購入費用

ストマ用装具使用証明書

○ B型肝炎患者の介護に当たる同居の親族が受ける同ワクチンの接種費用

医師の診断書(その患者がB型肝炎にかかっており、医師による継続的治療を要する旨の記載のあるもの)

○ 白内障等の治療に必要な眼鏡の購入費用

処方箋(医師が、白内障等一定の疾病名と治療を必要とする症状を記載したもの)

○ 市町村又は認定民間事業者による在宅療養の介護費用

在宅介護費用証明書

医療費控除に関する詳しいことは、パンフレット「医療費控除を受けられる方へ」や国税庁ホームページをご覧ください。

医療費通知などの書類を添付する場合は、こちらに貼ってください。

【医療費通知を活用した医療費控除申告簡素化】

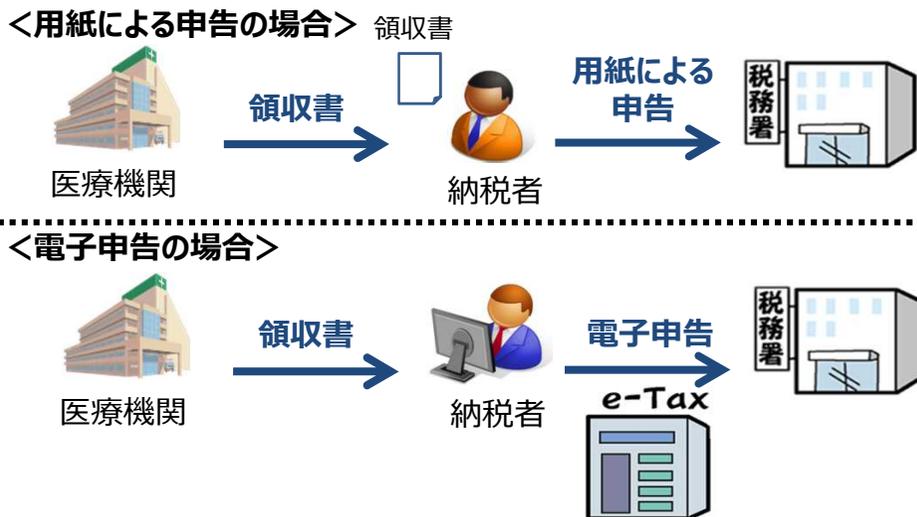
概要

平成29年度税制改正により、医療費控除申告の際に、医療保険者から交付を受けた医療費通知を活用できるようになりました（平成29年分申告から適用）。

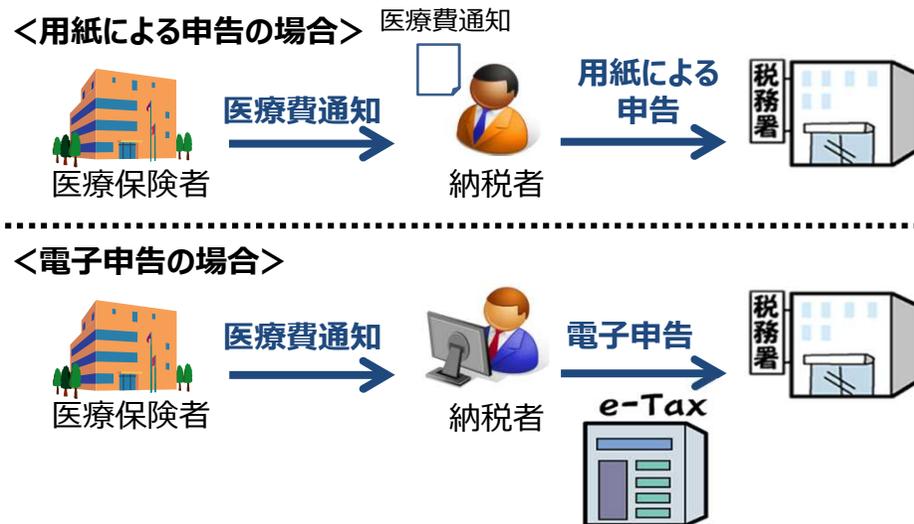
制度概要

- 所得税等における医療費控除は、医療機関等の1年分の領収書を収集することや、電子申告の際に詳細なデータを入力することなど、申告者の負担が比較的大きい等の課題がある。そのため、**医療保険者の医療費通知を活用し、医療費控除の申告手続を簡素化する。**
- 具体的には、用紙による申告・電子申告ともに、医療機関等の領収書の保存等に代えて、医療保険者の医療費通知を確定申告書に添付する明細書として活用することにより、医療費控除の申告手続を行うことができるようにする。

これまで



今後



【医療費通知を活用した医療費控除申告簡素化】

医療費控除申告に使用できる医療費通知の記載必須項目

- 医療費控除申告に使用できる医療費通知については、健康保険法施行規則等の一部を改正する省令（平成29年厚生労働省令第41号）により規定された以下の項目を記載するほか、電子申告については、保険者による電子署名が行われているなど国税庁が定める仕様に準拠していただく必要があります。
- 今回の省令改正により、医療費通知自体の目的や位置づけが変わるものではありません。また、これらの項目を医療費通知に記載することを義務づけるものではありません。

医療費通知記載項目（医療費控除申請用） ※健康保険法施行規則の例

① 被保険者又はその被扶養者の氏名

※ 被保険者分及び被扶養者分をまとめて世帯単位での作成も可。

② 療養を受けた年月

③ 療養を受けた者の氏名

④ 療養を受けた病院、診療所、薬局その他の者の名称

⑤ 被保険者又はその被扶養者が支払った医療費の額

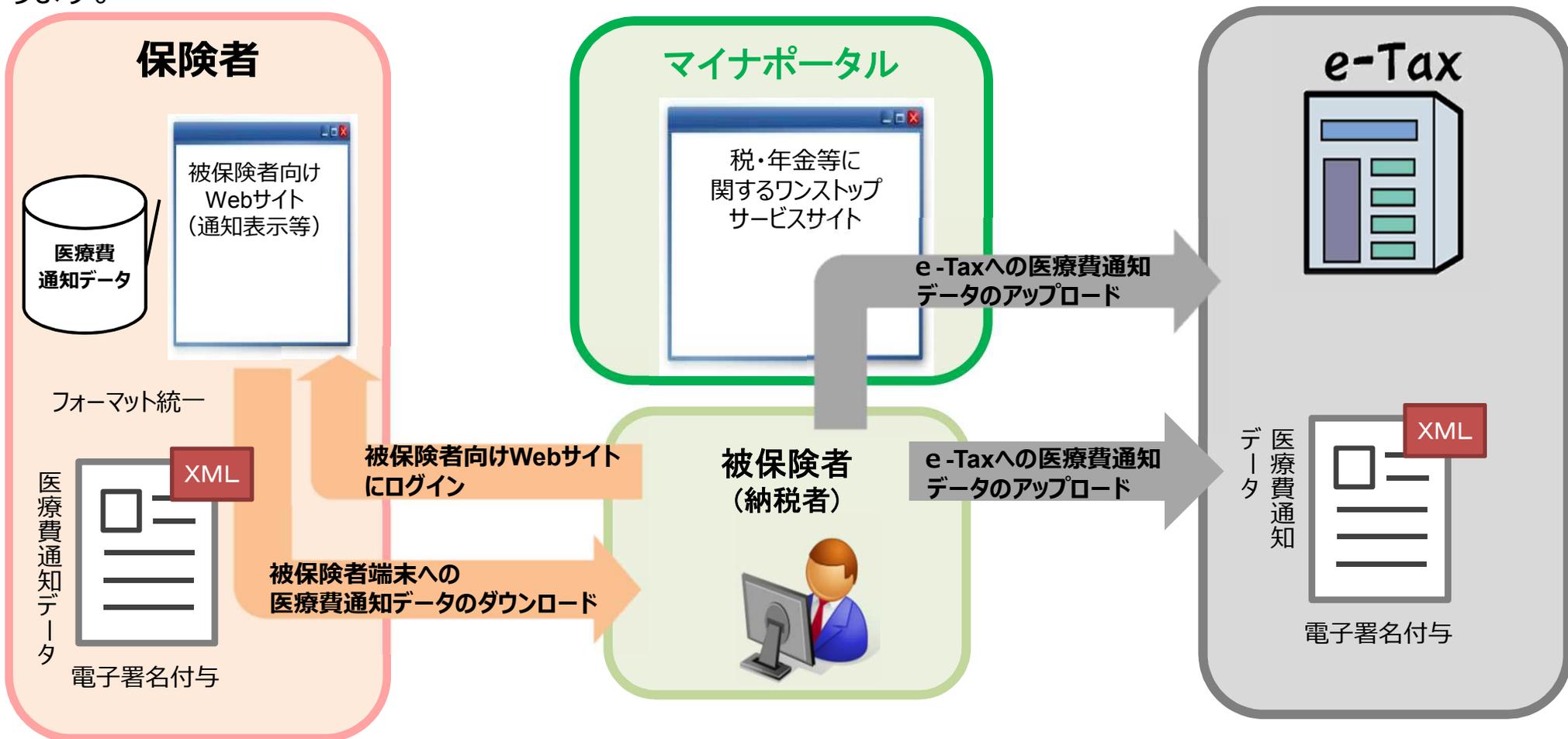
※ 自己負担相当額の記載をお願いいたします。保険者が把握できない（医療費通知に反映できない）部分の取扱いについては、別途Q & Aによりお示しします。

⑥ 保険者の名称

【医療費通知を活用した医療費控除申告簡素化】

医療費通知を活用して医療費控除の電子申告をする場合の流れ（イメージ）

平成29年分の電子申告（平成30年1月～）については、被保険者が、被保険者向けWebサイトにログインし、被保険者端末へ医療費通知をダウンロードした後、e-Taxへ医療費通知をアップロードする方式となります。



一 個人所得課税

6 その他

（国 税）

(3) 医療費控除又は特定一般用医薬品等購入費を支払った場合の医療費控除の特例（セルフメディケーション税制）の適用を受ける者は、現行の医療費の領収書又は医薬品購入費の領収書の添付又は提示に代えて、医療費の明細書又は医薬品購入費の明細書を確定申告書の提出の際に添付しなければならないこととする。

この場合において、税務署長は、確定申告期限等から5年間、当該適用に係る医療費の領収書（次に掲げるものを除く。）又は医薬品購入費の領収書の提示又は提出を求めることができることとし、当該求めがあったときは、その適用を受ける者は、これらの領収書の提示又は提出をしなければならない。

① 確定申告書の提出の際に、医療保険者から交付を受けた医療費通知書を医療費の明細書として添付した場合における当該医療費通知書に係る医療費の領収書

② 電子情報処理組織を使用して確定申告を行った際に、医療保険者から通知を受けた医療費通知情報でその医療保険者の電子署名及びその電子署名に係る電子証明書が付されたものを医療費の明細書として送信した場合における当該医療費通知情報に係る医療費の領収書

（注1） 上記の改正は、平成29年分以後の確定申告書を平成30年1月1日以後に提出する場合について適用する。

（注2） 経過措置として、平成29年分から平成31年分までの確定申告については、現行の医療費の領収書又は医薬品購入費の領収書の添付又は提示による医療費控除又はセルフメディケーション税制の適用もできることとする。

（地方税）

〈個人住民税〉

(2) 個人住民税の申告において、医療費控除又は特定一般用医薬品等購入費を支払った場合の医療費控除の特例（セルフメディケーション税制）の適用を受ける者は、現行の医療費の領収書又は医薬品購入費の領収書の添付又は提示に代えて、医療費の明細書又は医薬品購入費の明細書を個人住民税の申告書に添付しなければならないこととする。

この場合において、市町村長は、法定納期限の翌日から5年間、当該適用に係る医療費の領収書（医療保険者から交付を受けた医療費通知書を医療費の明細書として添付した場合における当該医療費通知書に係る医療費の領収書を除く。）又は医薬品購入費の領収書の提示又は提出を求めることができることとし、当該求めがあったときは、その適用を受ける者は、これらの領収書の提示又は提出をしなければならない。

（注1） 上記の改正は、平成30年度分以後の個人住民税の申告書を平成30年1月1日以後に提出する場合について適用する。

（注2） 経過措置として、平成30年度分から平成32年度分までの個人住民税の申告については、現行の医療費の領収書又は医薬品購入費の領収書の添付又は提示による医療費控除又はセルフメディケーション税制の適用もできることとする。